## 平成 27 年度 しまね社会貢献基金寄附者設定テーマ型協働事業 募集要項

# テーマ名:アサヒビール株式会社山陰支社~うまい!を明日へ!~プロジェクト 「宍道湖の環境保全活動」協働事業

#### 1 目的・趣旨

「宍道湖の環境保全活動」協働事業は、「しまね社会貢献基金」に対するアサヒビール株式会 社山陰支社様からの寄附金を活用して、NPOと島根県との協働による課題解決の取り組みに ついて助成を行うものです。

「しまね社会貢献基金」は、NPO法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、島根県における社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、県民や企業の皆様からの 寄附金と県の拠出金を原資に、島根県が創設し管理・運営を行っている基金です。

#### 2 寄附者

アサヒビール株式会社山陰支社様

## 3 寄附者の意向

このたび、アサヒビール株式会社山陰支社様は、商品の売り上げの一部を「宍道湖の環境保全」に役立ててほしいとの意向で県に寄附されました。

宍道湖は、特産のシジミをはじめとする「七珍」や夕陽の美しさ、湖岸でのウォーキング等、 多くの人々に親しまれています。

湖の環境については、工場や家庭からの排水に含まれる汚れが溜まりやすく、水質が悪くなりやすい特徴があり、一旦水質が悪くなると改善は容易ではありません。

これまで住民と行政が協力し、工場・事業所からの排水規制、家庭の生ごみや田畑からの余分な肥料の流出の防止など流出負荷削減対策などを行い、水質改善に取り組んできましたが、近年アオコの大量発生などがあり、引き続いての取り組みが求められています。

この事業では、宍道湖の環境保全をさらに進めるための活動を募集します。

#### 4 応募資格者

しまね社会貢献基金の登録団体で、NPO法人にあっては定款に、任意団体にあっては定款 に準ずるものに、「環境の保全」を活動分野に掲げる団体であること。

注:しまね社会貢献金登録団体でない団体は、審査会の日までに登録を済ませてください。 登録手続きの詳細は、島根県 NPO 活動推進室までお問い合わせください。

## 5 募集事業

- ・ 寄附者設定テーマに基づき、提案団体が自由な発想や専門的な知識等を活かして、県と協働で取り組む事業の提案を募集します。
- ※ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。
- (1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (2)事業実施期間は、事業採択後の委託契約日又は交付決定日から平成28年3月末日までです。

## <想定される事業の例>

- ・宍道湖の環境保全の普及・啓発に係る研修会や講演会の開催
- ・宍道湖の環境保全のための調査・研究の実施
- ・宍道湖の環境保全につながる水質保全、森林保全や生態系保全のための活動 など

## 6 募集事業の基本的な条件

- ①提案団体自らが県と協働して実施するものであること。
- ②宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。
- ③特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。
- ④事業対象経費(下記7)が50万円以上であること。

## 7 対象となる経費及び金額

(1)対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費(スタッフ等賃金)、報償費 (講師等謝金)、旅費(交通費)、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び 賃借料(備品のリース料を含む)等を対象とします。ただし、備品購入費(1点5万円以上) は対象外とします。

県から事業を委託して実施する場合は、間接経費(県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、電話代等)を直接事業費の3割を上限として認めます。

## (2) 助成金額・件数

アサヒビール株式会社山陰支社様からの寄附金1,213,528円の範囲内で、 $1\sim2$ 事業程度を選定します。(下限500,000円)

## 8 応募方法

事業提案の意向がある団体は、まずは提案参加の申込をしてください。

- (1) 提案参加の申込
  - ・申込期限:平成27年7月28日(火)

※7月28日以降も申込は受け付けますが、事業提案書の提出期限までに県の事業担当所属(協働の相手方)との調整等が困難になる場合がありますので御承知願います。

- 申込書類:提案参加申込書(様式第1号)
- ・申込方法:郵送又は電子メール

## (2) 事業担当所属との事前協議の実施

円滑な協働の実施のため、参加申込を受け付けた後、島根県 NPO 活動推進室が、順次、提案内容等に関するヒアリング、県の事業担当所属との事前協議の場を設定します。

なお、県の事業担当所属が不明な場合は、島根県 NPO 活動推進室まで御相談ください。 事前協議の場において、県の事業担当所属と、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等 の合意を図っていただきます。

## (3) 事業提案書の提出

提出期限:平成27年8月21日(金)(必着)

・提出書類:事業提案書(様式第2~4号)及び添付書類

・提出方法:持参又は郵送

※様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。

島根県NPO活動推進室ホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/

#### 9 提出先•相談窓口

島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室

〒690-8501 松江市殿町1番地

Tel: 0852-22-5096 Fax: 0852-22-5636 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp

※事業を実施したいが協働の相手先の選定や協議の仕方等、不明なことがありましたら、お気軽に 御相談ください。

## 10 審査

- (1) 選考は、民間の委員を主体にした審査会(9月上旬を予定)により行います。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) 審査のポイント
  - ①事業の目的・目標
  - ②事業の効果
  - ③団体と行政の役割分担、スケジュール
  - ④事業の先進性、実効性
  - ④団体の事業遂行能力、予算の妥当性
  - ⑤事業実施後の継続性 等

## 11 採択•決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。 なお、採択事業数は、1~2事業程度を予定しています。
- (2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (3) 補助額等については、審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。

## 12 事業の実施

採択された事業は、委託事業又は補助事業として実施していただきます。

## 13 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、御協力をお願いします。

#### 14 情報公開

採択された事業の内容や実施状況等については、協働事業の事例としてホームページ等により広 く紹介します。